

第十三回 参議院農林委員会會議録第二十六号

昭和二十七年四月二十三日(水曜日)午後一時五十三分開会

出席者は左の通り。

委員長 羽生 三七君

理事 西山 龜七君
加賀 操君
山崎 恒君

委員 池田宇右衛門君
宮本 邦彦君
赤澤 與仁君
飯島運次郎君
三浦 辰雄君
小林 孝平君

國務大臣 廣川 弘禪君

農林大臣 廣川 弘禪君

政府委員 農林政務次官 野原 正勝君
農林省農政局長 小倉 武一君
事務局側 常任委員 安樂城敏男君
會専門員 倉田 吉雄君
常任委員 倉田 吉雄君
會専門員 倉田 吉雄君

本日の會議に付した事件

○農林災害補償法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○農林災害補償法臨時特例法案(内閣送付)

○農業共済基金法案(内閣送付)

○食糧管理法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(羽生三七君) それではこれより委員会を開きます。

第九部

農林委員会會議録第二十六号

昭和二十七年四月二十三日

會議録

本日は最初に農業災害補償法の一部を改正する法律案、農業災害補償法臨時特例法案、農業共済基金法案、以上三案について政府から内容の説明を求めるところにいたしました。

○政府委員(小倉武一君) 初めに農業災害補償法の一部を改正する法律案について御説明いたします。

一部改正の法律につきましては、内容が二、三関係のないようなことが含まれてございますので、逐条的に申し上げます。

最初の十二条でございますが、これは従来食糧管理の特別会計の所管にかかりまする共済掛金につきまして、国庫が、一般会計が直接に負担をするという趣旨に改正をいたしたのであります。現行法におきましては、消費者負担という意味におきまして食糧管理会計を通じて負担することになっておるのでございまして、消費者が負担するということにつきましては異論がございまして、実際上はさようなことをやっておりますに、ただ食糧の会計をトータルにいたしておいたのであります。そこで今回の改正は実際に合うように改正をいたしたのであります。この十二条には現行法によりましてというところ、第三項にこの消費者負担をいたします場合に、食糧の売渡価格をさような趣旨に定めなければならぬという規定がございまして、以上のような趣旨でこの三項は削除したのであります。二項は旧法の通りでございます。

次は牛馬の死亡費用につきましての共済組合掛金の国庫負担でございますが、これは臨時的な制度になつておつたのでございまして、それを恒久的な制度に改めるといふのでございます。

次の「第三十条の二項の次に次の一項を加える」といふのがございまして。以下三十二条、四十五条の改正に至りますまでの間は、これは役員選挙、乃至総代の選挙に関する規定でございます。趣旨とするところは農業協同組合法の改正につきまして、先般議會を通りました趣旨とほぼ同様な改正でございます。従いまして特段各条に御説明をする必要はないかと存じます。

次の七十九条第二項の改正でございますが、これは組合の検査をする機会を少し増すという趣旨でございます。従来が「定款に違反する疑がある」と認めるとき」といふふうになつておりましたのを、「定款に従つて適正になされておるか否かを知るために必要があるとき」といふふうになつておりました。共済組合の検査の機会を拡大するという趣旨であります。

次の百七条の規定でございますが、これは共済掛金の率をきめる場合の規定でございます。共済掛金をきめる場合におきまして、従来「標準被害率」といふ言葉と、それから「主務大臣が共済目的の種類ごとに定める一定の率」といふのが、これが今の標準率でございますが、この百七条のこの四項の第二号に「一定の率を超える」といふのがございまして、この「一定の率」と申しますのを、具体的な言葉に改めたいということでありまして、即ち従来の「標準被害率」と申しますのを「通常標準被害率」、それから「一定の率」とありますのを「異常標準被害率」といふふうに直したいと考へるのであります。こういうふうに字句を改正する意味は、一つは法文の意味が明確になるようにというわけでございまして、掛金率をきめます場合に、通常の標準被害率で以て一応線を切り、更にその上に異常と超異常を区別する線をこの「異常標準被害率」といふことで現わしたのでございまして。「一定の率」をかように直しますもう一つの理由は、従来はこの「一定の率」、即ち「異常標準被害率」に当りますものを全国一律に一定に定めておつたのでございまして、水稲で申しますと、従来は二〇%という線で以て切つておつたのでございまして、被害統計が整備して参りますと共に、今回の水稲の掛金率の改訂に当りまして、「異常標準被害率」が地域によりまして若干の相違があるのであります。八%乃至一%に相成つておりますので、一定の率といふのは字句的に申しまして全国を地域的に分けて考へるといふことがむずかしいのではないかと、さういふこととございましてかように字句を修正いたしましたのであります。

次は牛馬の死亡費用につきましての共済組合掛金の国庫負担でございますが、これは臨時的な制度になつておつたのでございまして、それを恒久的な制度に改めるといふのでございます。

次の「第三十条の二項の次に次の一項を加える」といふのがございまして。以下三十二条、四十五条の改正に至りますまでの間は、これは役員選挙、乃至総代の選挙に関する規定でございます。趣旨とするところは農業協同組合法の改正につきまして、先般議會を通りました趣旨とほぼ同様な改正でございます。従いまして特段各条に御説明をする必要はないかと存じます。

次の七十九条第二項の改正でございますが、これは組合の検査をする機会を少し増すという趣旨でございます。従来が「定款に違反する疑がある」と認めるとき」といふふうになつておりましたのを、「定款に従つて適正になされておるか否かを知るために必要があるとき」といふふうになつておりました。共済組合の検査の機会を拡大するという趣旨であります。

次の百七条の規定でございますが、これは共済掛金の率をきめる場合の規定でございます。共済掛金をきめる場合におきまして、従来「標準被害率」といふ言葉と、それから「主務大臣が共済目的の種類ごとに定める一定の率」といふのが、これが今の標準率でございますが、この百七条のこの四項の第二号に「一定の率を超える」といふのがございまして、この「一定の率」と申しますのを、具体的な言葉に改めたいということでありまして、即ち従来の「標準被害率」と申しますのを「通常標準被害率」、それから「一定の率」とありますのを「異常標準被害率」といふふうに直したいと考へるのであります。こういうふうに字句を改正する意味は、一つは法文の意味が明確になるようにというわけでございまして、掛金率をきめます場合に、通常の標準被害率で以て一応線を切り、更にその上に異常と超異常を区別する線をこの「異常標準被害率」といふことで現わしたのでございまして。「一定の率」をかように直しますもう一つの理由は、従来はこの「一定の率」、即ち「異常標準被害率」に当りますものを全国一律に一定に定めておつたのでございまして、水稲で申しますと、従来は二〇%という線で以て切つておつたのでございまして、被害統計が整備して参りますと共に、今回の水稲の掛金率の改訂に当りまして、「異常標準被害率」が地域によりまして若干の相違があるのであります。八%乃至一%に相成つておりますので、一定の率といふのは字句的に申しまして全国を地域的に分けて考へるといふことがむずかしいのではないかと、さういふこととございましてかように字句を修正いたしましたのであります。

次は牛馬の死亡費用につきましての共済組合掛金の国庫負担でございますが、これは臨時的な制度になつておつたのでございまして、それを恒久的な制度に改めるといふのでございます。

次の「第三十条の二項の次に次の一項を加える」といふのがございまして。以下三十二条、四十五条の改正に至りますまでの間は、これは役員選挙、乃至総代の選挙に関する規定でございます。趣旨とするところは農業協同組合法の改正につきまして、先般議會を通りました趣旨とほぼ同様な改正でございます。従いまして特段各条に御説明をする必要はないかと存じます。

次の七十九条第二項の改正でございますが、これは組合の検査をする機会を少し増すという趣旨でございます。従来が「定款に違反する疑がある」と認めるとき」といふふうになつておりましたのを、「定款に従つて適正になされておるか否かを知るために必要があるとき」といふふうになつておりました。共済組合の検査の機会を拡大するという趣旨であります。

次の百七条の規定でございますが、これは共済掛金の率をきめる場合の規定でございます。共済掛金をきめる場合におきまして、従来「標準被害率」といふ言葉と、それから「主務大臣が共済目的の種類ごとに定める一定の率」といふのが、これが今の標準率でございますが、この百七条のこの四項の第二号に「一定の率を超える」といふのがございまして、この「一定の率」と申しますのを、具体的な言葉に改めたいということでありまして、即ち従来の「標準被害率」と申しますのを「通常標準被害率」、それから「一定の率」とありますのを「異常標準被害率」といふふうに直したいと考へるのであります。こういうふうに字句を改正する意味は、一つは法文の意味が明確になるようにというわけでございまして、掛金率をきめます場合に、通常の標準被害率で以て一応線を切り、更にその上に異常と超異常を区別する線をこの「異常標準被害率」といふことで現わしたのでございまして。「一定の率」をかように直しますもう一つの理由は、従来はこの「一定の率」、即ち「異常標準被害率」に当りますものを全国一律に一定に定めておつたのでございまして、水稲で申しますと、従来は二〇%という線で以て切つておつたのでございまして、被害統計が整備して参りますと共に、今回の水稲の掛金率の改訂に当りまして、「異常標準被害率」が地域によりまして若干の相違があるのであります。八%乃至一%に相成つておりますので、一定の率といふのは字句的に申しまして全国を地域的に分けて考へるといふことがむずかしいのではないかと、さういふこととございましてかように字句を修正いたしましたのであります。

附則についてでございますが、これは格別御説明を要しないかとも思いますが、この第二項はこれは消費者負担の關係の規定でございますが、それを従来除外しておつたのであります。その除外する必要が今回は一般会計から出すために必要でなくなつたのでこれを廃止をする。それから第三項はこれは特別会計法の改正でございますが、これも食糧の特別会計よりの受入れをする必要上入金の中に、食糧管理特別会計からの受入金という規定がございましたが、全く今申しました理由と同じように必要がなくなつたということでございます。第四項も同じようにそれと度々關係の關係になつておるのでございます。五項は、役員と総代の任期につきまして経過規定を定めておるのでございます。

以上が一部改正の各条に亘ります概要でございます。

次は農業災害補償臨時特例法案でございます。これにつきましては、資料といたしまして特例法案の要綱乃至この農業災害補償臨時特例法案關係資料というのがございまして、それを御参照頂ければ幸いと存じます。それでこの法案と、さういふ關係資料と併せながら御説明を概略申上げたいと思ひます。

第一条はこの特例法の目的を定めております。従来の一筆単位の農作物共済に關していろいろな批判或いは欠点がございまして、それを是正したい、是正するにございまして、一へんに

附則についてでございますが、これは格別御説明を要しないかとも思いますが、この第二項はこれは消費者負担の關係の規定でございますが、それを従来除外しておつたのであります。その除外する必要が今回は一般会計から出すために必要でなくなつたのでこれを廃止をする。それから第三項はこれは特別会計法の改正でございますが、これも食糧の特別会計よりの受入れをする必要上入金の中に、食糧管理特別会計からの受入金という規定がございましたが、全く今申しました理由と同じように必要がなくなつたということでございます。第四項も同じようにそれと度々關係の關係になつておるのでございます。五項は、役員と総代の任期につきまして経過規定を定めておるのでございます。

以上が一部改正の各条に亘ります概要でございます。

次は農業災害補償臨時特例法案でございます。これにつきましては、資料といたしまして特例法案の要綱乃至この農業災害補償臨時特例法案關係資料というのがございまして、それを御参照頂ければ幸いと存じます。それでこの法案と、さういふ關係資料と併せながら御説明を概略申上げたいと思ひます。

第一条はこの特例法の目的を定めております。従来の一筆単位の農作物共済に關していろいろな批判或いは欠点がございまして、それを是正したい、是正するにございまして、一へんに

ます。

附則につきましては、特別御説明を要しないかと思いますが、この最後の農業共済再保険特別会計法の改正でございますが、これは只今申しました第九条の補助金を特別会計から支出することができるとの規定でございます。農業勘定に掛金の一部が入つて来る関係上、それを戻すという意味におきまして、農業勘定から補助金が出せるといふふうにしたのであります。以上が臨時特例法の概要の御説明でございます。

次は農業共済基金法案でございます。この第一條は目的を謳つてございまして、ここで申上げたい点は、基金の目的、事業に係属するの範囲でございます。基金の目的、事業の範囲につきましては、ここに上つておりますように、農作物共済、蚕繭共済、家畜共済ということでありまして、

第二條以下につきましては、これは一般の法人の規定と特別変つた点はございせんが、ただ第五條に資本金は三十億円とする、政府が十五億円出すということを重視して頂ければ結構だと思ひます。

第七條以下の設立につきましては、これは他の組合乃至団体と格別変つたところがございせんので、省略をいたさせて頂きたいと思ひのであります。

第三章は会員でございますが、会員は申すまでもなくこれは連合会でございます。連合会が全部これに加入するということにいたしてあります。三十億の出資につきましては、十五億は政府の出資でありますから問題はございませんが、あと十五億はこれは会員

たるこの連合会が出資することになり

ます。ところがこの法人の性質に鑑みまして、出資を任意にしておくということは如何かと存じますので、第十五条のような規定を置いたのであります。各会員が如何ような出資をすべきかという抽象的な原則を掲げてあるのではありません。出資をきめます基準をいたしまして十五條が定められておりますのは、第一番には、不足金の融通でございますから、今後予測し得るところの不足金というものを一つの基準にしたい、こういう点が第一点であります。

次は、個々の事業の分量、乃至農家の戸数、或いはその面積、或いは収穫高というようなことをやはり当然参酌すべきじゃないかというふうに思われ申すので、それは当然この共済事業から申しますならば、保険金額に反映するはずであるということでありまして、総保険金額の割合を第二の基準にいたしておるのであります。

第三番目は、全会員が加入するわけでございますので、而も各会員必ず平等の一個の議決権を有しますので、平等に分配する分があつてもいいはずであるということでございます。かよすに三つの基準を置いたのでございまして、この三つのうち、第一の基準、即ち不足金の出る可能性といたつたようなものを考えたのが第十五條の一号でございます。それから総保険金額といたつたようなものを参照してきめる部分が二号でございます。会員に平等に分配するというのは、これは但書の後段に載つておるのであります。かよるにいたしまして、大体の出資を割振る場合の基準を一応定めておきます

て、その基準によつて具体的に定款で定めてもらふということに考へておるのであります。政府の出資は一度に十五億といたすのであります。政府の側はこれは五年以内にする、私どもの考へをいたしましては、成るべく早急に出資を完了するというのが、払込みを完了するというのが望ましい、でき得ますならば、三年ぐらひに完了したいといふふうを考へております。第一回の払込みにつきまして、この十五條の四項に特に「一億」ということを謳つてございまして、この第一回の払込みを実は法人の設立の要件にいたしておらないのであります。さういふ関係上、特に第一回の払込みの金額の規定を置いたほうがよろうと存じたわけでありまして、十六條の分はこれは組合法などと大体同様でございます。第十七條の持分の譲渡禁止でございますが、この会員は保険の連合会であるということに限定されております。それからもう一点は、連合会が出資をいたします場合に、下級の組合乃至農家に割振りをいたさなければならぬということになります。その邊の關係が非常に複雑になるといふことで、譲渡を禁止する趣旨の規定を置いたのであります。

第四條の管理でございますが、これは特段の御説明を要しないと思ひます。組合法などはほぼ類似でございます。ただ異なる点としておきまして、二十條の役員失職の規定でございます。これは、後ほど又出て参りますけれども、一つは主務大臣が解任するということに四十二條の四号に出ておるのであります。四十四條の第二項とい

うのは、主務大臣の解任の命令のことでありまして、その他はほほ他の団体法と同様であります。二十九條に参ります。これはいわば特殊の機関でございますが、何しよつ中總會をやる必要もなからうかと思ひます。さういふ場合に、運営委員会といつたようなものを置きました、連合会の意思をできるだけ基金の日常の場合に反映させたい、かような意味で運営委員会という機関を置いたのであります。勿論これは諮問機関でございます。意思決定乃至基金の代表機関といつたようなものではないのであります。

うのは、主務大臣の解任の命令のこと

でありまして、その他はほほ他の団体法と同様であります。二十九條に参ります。これはいわば特殊の機関でございますが、何しよつ中總會をやる必要もなからうかと思ひます。さういふ場合に、運営委員会といつたようなものを置きました、連合会の意思をできるだけ基金の日常の場合に反映させたい、かような意味で運営委員会という機関を置いたのであります。勿論これは諮問機関でございます。意思決定乃至基金の代表機関といつたようなものではないのであります。

次は第五章の業務でございますが、業務の範囲は、先ほどもちよつと触れましたように、農作物共済蚕繭共済、家畜共済の保険金の支払に關しまして、連合会が必要とする資金を貸付けるといふことで、これが実体でございます。二号はそれに附随する業務でございます。三号はこの二通りの仕事に附帯する業務でございますが、附帯業務といつた予想される重要なこととはございせん。政府から連合会に支払われるところの再保険金を、連合会に代つて、例えば基金が受領するといつたようなことが考えれば考へられる程度であります。三十四條は、業務方法の規定でございます。さうい

うのは、主務大臣の解任の命令のことでありまして、その他はほほ他の団体法と同様であります。二十九條に参ります。これはいわば特殊の機関でございますが、何しよつ中總會をやる必要もなからうかと思ひます。さういふ場合に、運営委員会といつたようなものを置きました、連合会の意思をできるだけ基金の日常の場合に反映させたい、かような意味で運営委員会という機関を置いたのであります。勿論これは諮問機関でございます。意思決定乃至基金の代表機関といつたようなものではないのであります。

基金の業務でございますので、これを

十分監督するといふ意味でかような規定を置いたのであります。三十五條は、業務の委託でございます。基金ができましても、随大な職員を擁するといふようなことは勿論考へておられません。でき得べくんば、極く少数な人員に限りまして、実務は適當な金融機關に委ねたいといふ趣旨が三十五條の規定でございます。この場合に、業務の委託と申します場合には、場合によりましては、貸付の決定の委託もいたしていいのではないかと考へておられます。出納事務といつたようなものについては考へなくてもよろしいのであります。家畜共済といつたような、しよつ中共済金の支払をするところが、一時金が足りないといつたようなものにつきましては、貸付の決定まで委託をしてよろしいのではないかと考へておられます。三十六条は、貸付金の使用でございます。これもさういふ特殊の金融業務に見られる規定でございます。別段御説明を要しないと思ひます。

第六章は基金の會計でございます。予算の承認ということが第三十七條に載つております。次は損失てん補準備金でございますが、これも特段御説明を要しないと思ひます。特別積立金も同様でございます。剰余金の運用につきましては、さういふ基金の性質上、安全を期したいといふ趣旨でかようなことを書いておいたのでございます。ここで特に御説明をしなければならぬのは、四十三條の議決の取消と、役員改選命令であります。議決の取消は昔の商業組合法等にもあつたのでありま

基金の業務でございますので、これを十分監督するといふ意味でかような規定を置いたのであります。三十五條は、業務の委託でございます。基金ができましても、随大な職員を擁するといふようなことは勿論考へておられません。でき得べくんば、極く少数な人員に限りまして、実務は適當な金融機關に委ねたいといふ趣旨が三十五條の規定でございます。この場合に、業務の委託と申します場合には、場合によりましては、貸付の決定の委託もいたしていいのではないかと考へておられます。出納事務といつたようなものについては考へなくてもよろしいのであります。家畜共済といつたような、しよつ中共済金の支払をするところが、一時金が足りないといつたようなものにつきましては、貸付の決定まで委託をしてよろしいのではないかと考へておられます。三十六条は、貸付金の使用でございます。これもさういふ特殊の金融業務に見られる規定でございます。別段御説明を要しないと思ひます。

国は戦前と食糧の需給構造が著しく変りましたため、麦食による食生活の改善を図ることが必要と存じますので、学童等に供するものについては、当分の間、通常の政府売渡価格より低く別に農林大臣が定めて政府所有麦類を売渡し得る途を開くことといたしております。

以上申述べました点が、麦の統制廃止に伴う主なる規定の改正点であります。このほか、食糧管理法中若干の改正をいたした点につきまして御説明申し上げますと、第一に、いも類、雑穀については、昨年度から管理の対象から外れておりますため、法文上いも類、雑穀に関する規定を削除いたし、第二に、食糧配給公団に關しましては昨年四月一日解散し、近くその清算事務も完了いたしましたので、同公団に關する規定を削除いたしましたほか、字句の改正、条文の整備等、なお若干の改正を行うことといたしております。

以上が食糧管理法の一部を改正する法律案の提案理由であります。何とぞ慎重御審議の上、速かに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○委員長(羽生三十七君) 引続いて食糧庁長官から本改正案の内容について御説明を求めましたのでありますが、衆議院のほうの都合でこちらへ出られないようでありますので、これも後日に譲りまして、本日はこの程度で散会いたします。

午後二時五十五分散会

昭和二十七年五月六日印刷

昭和二十七年五月七日発行

參議院事務局

印刷者 印刷庁